

1月8日(日)平成18年菊池市成人式

新成人やその保護者などが出席して成人式があり、男 333 人、女 337 人の計 670 人が大人の仲間入りをしました。

菊池市文化会館であった式では、福村市長が「合併後初めての記念すべき成人式です。これからは社会人としての責任を持ち、行動してください。そして、今日の喜びを忘れることなく、人生の王道を歩いてください」とあいさつ。

中学校時代の恩師の先生5人がそれぞれビデオレターで登場し、「仲間を大切に、今を大切にしてください」や「これまで育ててくれた家の人に感謝の気持ちを持ってください」などと温かいメッセージが贈られると、成人者は昔を思い出しながら真剣に聞いていました。

新成人を代表して徳淵剛希さん、高本拓朗さん、古庄令奈さん、木原 祥さん、稲田将壽さんが「自分の夢を実現するため人の見ていないところで努力していきます。そして、どんな大きな壁にぶつかっても頑張っていきます」などと二十歳の誓いを述べました。

また、菊池南中学校吹奏楽部のアトラクションや、昨年成人式実行委員会の委員長を務めた高木侑香さんからの励ましの言葉、福引抽選会などもあり、式に花を添えました。

菊池市成人式の内容は、新成人の有志からなる成人式実行委員会のメンバー 13 人などで昨年9月から話し合っ決めてられ、実行されました。



文化会館であった式典に、着物姿などで参加する新成人(上)  
成人式実行委員会を代表して挨拶する安武優香さん(左)  
久しぶりに会った友人たちと記念撮影をする新成人たち(下)



1月15日(日)平成18年第1回菊池市消防団出初式

合併後初めてとなる菊池市消防団の出初式が、菊池市多目的グラウンドでありました。

村上団長を先頭に菊池・七城・旭志・泗水の各方面隊長・副隊長、第1分団から第25分団までの分団長の順で、各消防車両から福村市長と島田消防長に観閲行進を行いました。

その後、1,632人の団員が力強く入場行進して開会行事があり、2列に整列して服装などを点検する「通常点検」や、各分団からの一斉放水などで団員は日頃の訓練の成果を十分に披露しました。

また、第二幼稚園、旭志幼稚園、田島保育園、福本保育園の幼年消防クラブによる元気いっぱいの放水訓練や通常点検、舞踊、竹太鼓、鼓笛隊の演奏があり、観客から大きな拍手が送られました。

通常点検競技の上位の結果は、次のとおりです。

- 優勝 第25分団(泗水方面隊)
- 2位 第6分団(菊池方面隊)
- 3位 第3分団(菊池方面隊)
- 〃 第2分団(菊池方面隊)



元気いっぱいに放水訓練を披露する第二幼稚園の園児たち



消防車両から福村市長と島田消防長に観閲行進を行なう、村上団長(右)



服装などの通常点検を受ける、第25分団の団員たち

国民年金情報

「公的年金の源泉徴収票」は届きましたか?

確定申告時期まで大切に保管してください

国民年金・厚生年金保険および共済組合などから支給される老齢年金などは、所得税法上「雑所得」となり、所得税の課税対象となります。

社会保険業務センターでは、これらの年金受給者の皆さんに源泉徴収票を作成し、1月末日までに届くよう、発送しました。

問い合わせ先  
菊池市役所市民課  
☎(25) 1111

(障害年金・遺族年金については課税対象とはなりませんので、源泉徴収票は交付されません。) 源泉徴収票に記載されている事項は、その年の1年間に支払われた年金額や介護保険料額、源泉徴収税額および控除内容などとなります。

確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

老後の年金を増やすため、今の保険料に上乗せしても良いという人には…

「付加年金」をお勧めします

将来、より多くの年金を受けたい人は、定額保険料(月額 13,580 円)に上乗せして納めることができます。

付加保険料 月額：400 円

付加年金額 年額：200 円×付加保険料を納めた月数

●年金を受け取りはじめて3年目からは、受け取り額が納めた保険料額を上回ります。とてもお得な制度です。

※申し込みは、菊池市役所市民課市民年金係の担当窓口へ。

●さらに年金を増やしたい人には、国民年金基金をお勧めします。

付加保険料、国民年金基金の掛金は、全額控除の対象となります。

詳しくは、熊本県国民年金基金(☎096(387)2220)へ問い合わせてください。

※付加保険料と国民年金基金の掛金を同時に納めることはできませんので、将来設計に合わせて選んでください。

国民年金保険料控除証明書について

年末調整や確定申告する際に社会保険料控除として申告する場合には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収証書の添付や提示が義務付けられました。



国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村税などの社会保険料控除の対象となります。

平成16年分までの年末調整や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付などは必要ありませんでしたが、所得税法などの一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料の納付を証明する書類の添付などが義務付けられました。

このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、国民年金保険料の納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)」が、先般送られたところですが、年の途中から国民年金に加入した場合など、その年の10月以降に初めて保険料を納付した人については、平成

18年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

年末調整または確定申告などの手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

なお、控除証明書に関する問い合わせは、下記までお願いします。

控除証明書専用ダイヤル

0570-00-9911

※平成18年3月17日までの  
平日午前9時から午後5時まで